


さん

燦

事務所報
SUN 第29号
2024年7月発行

 OIKE LAW OFFICE

弁護士	野々山 宏	弁護士	坂田 均
弁護士	永井 弘二	弁護士	藤原 道子
弁護士	長野 浩三	弁護士	草地 邦晴
弁護士	小原 路絵	弁護士	茶木真理子
弁護士	上里美登利	弁護士	住田 浩史
弁護士	谷山 智光	弁護士	北村 幸裕
弁護士	増田 朋記	弁護士	志部淳之介
弁護士	若竹 宏諭	弁護士	三角真理子
弁護士	中川 雄矢	弁護士	岡田 圭太
弁護士	錦見 壽紘	相談役弁護士	長谷川 彰
客員弁護士	二本松利忠		事務局一同



暑中お見舞い



申し上げます

今年も燦をお届けいたします。

さて、弊所は昨年7月に中川弁護士を、本年1月に岡田弁護士、錦見弁護士を迎え、弊所の所属弁護士は21人となりました。また昨年度京都弁護士会副会長の職を全うした増田弁護士も、本年4月から通常業務に復帰しました。

さて、令和6年元旦の夕刻、震度7の地震が石川県能登半島を襲い、本年は大変な幕開けとなりました。自然災害や国内外をとりまく政治、経済の情勢に関わる暗いニュースは後を絶ちません。このような難しい時代ではありますが、自らが弁護士として、より良い世の中のために何ができるのか、我々弁護士ひとりひとりがこの問いを常に心に留めて日々の業務に尽力して参ります。

引き続きどうぞ宜しくお願いいたします。

御池総合法律事務所

京都市中京区烏丸御池東入 アーバネックス御池ビル東館6階
TEL 075-222-0011 FAX 075-222-0012
URL <https://www.oike-law.gr.jp/>

2024/7
No.29

“水”は誰のもの？ その2 —水道事業の民営化、その後

弁護士 永井 弘二



小説「ブルー・ゴールド」(真保裕一氏作)に関連して、“水”の話を2014年の燦19号で書きました。日本でも水道事業の民営化の動きがありましたが、その後、2018年12月に水道法が大きく改正されて、包括的な民営化も可能となりました。水道設備の所有権は自治体に留保しながら、運営権を民間に売却する「コンセッション方式」を導入した上で、自治体による一定のコントロールも可能にしたということです。

民営化の背景には、人口減少による水需要の低下に伴う水道料金の減少、水道設備の老朽化、耐震化の遅れなどの問題があり、自治体の負担が大きいため、民営化することで自治体に運営権の売却益が入り、コンセッション方式では自治体が民間会社への監督権を持って適切に監視していたずらな料金高騰などを抑え、民間での運営により効率的な運営が期待でき、競争により水道料金が高騰しない、低減も期待できるというのが民営化推進の理由のようです。

既に浜松市では、水道法改正に先駆けて、2018年4月からコンセッション方式による下水道事業の民営化が始まっており、宮城県でも2017年から準備を始めて、2022年4月から上下水道ともに民営化されました。大阪市では、水道管の取り替え事業を民営化することが議論されてきましたが、未だ決着を見ていません。

世界的に見て日本は水資源に恵まれた国であり、それだけ参入しようとする企業にとってはうまみがあるのかもしれませんが。世界の水メジャーとされるフランス・ヴェオリア社は、浜松市や宮城県の民営化事業に加わっています。ネット記事によると、ヴェオリア社はもう一つの水メジャーであるフランス・スエズ社を2021年に合併したということです。

他方、世界的には、水道事業は再び公営化されていることも少なくないようです。パリでは、民営化された1985年から2009年の間に水道料金が約3倍となり、市は水道料金の決め方が不透明であることなどを理由とし

て、2010年に水道事業を再び公営化したということです。南アフリカでは、民営化後に数十万人の住民がコレラに感染するという事件が起き、その理由は、水道料金が高騰したため、これを払えない多数の住民が川の水を使用したところ、その川の水がコレラ菌に汚染されていたということです。その後、南アフリカは水道事業を公営に戻したということです。アメリカのアトランタ、インディアナポリスは、水質の低下等を理由に再び公営化されたということです。ドイツのベルリンでも料金の値上げや雇用喪失などから再び公営化されたということです。

民間に任せることで運営が効率化して料金もあがらない、といういわゆる新自由主義的な発想は、机上の幻想という感は否めません。人口減少、少子高齢化が進む日本では、水需要が減少していくのは当然で、企業としては、利益を確保するために、運営の効率化をすすめるとしてもそれだけで足りると思えず、水道料金の高騰を招いたり、水道水の安全性などのサービスの質の維持も難しくなるのではないかと不安が生じるのもやむを得ないように思います。また、宮城県の例を見ても、運営権取得に入札した企業グループは3社でしたが、当然のことながら1社に売却されるので落札した企業グループが独占することになり、民営化による競争は生じないと思われそうです。

改正水道法では、こうした懸念に対して、自治体が企業を監督できるようにされたということですが、実際にその監督が機能するのか、適切な情報が開示されるのかなどについても、現時点では不透明な印象も拭えません。

前回の燦でも書きましたが、人は水分補給がないと2、3日で死亡にいたるとも言われており、“水”は人間の生存にとって不可欠なものです。その“水”を「商品」として扱って良いのかというのが根本的な疑問としてあります。“水”はまさに公共財であり、公共財の管理こそが国、自治体の責務なのではないかと思えます。

相続よもやま話…相続人

弁護士 藤原 道子



1 はじめに

令和6年4月1日から、相続登記の申請が義務化されました。相続登記をしないで放置していると過料の10万円が課される可能性があるということで、ざわついている方もおられるかも知れません。今回は、相続人にまつわるよもやま話をしてみたいと思います。

2 相続人とは

相続人とは、有体にいいますと、ある人(これを被相続人と言います。)の遺産をもらえる地位にいる人のことを言います。相続人の範囲は民法で決まっております。配偶者は常に相続人になります。そして、配偶者とともに、①子(子が被相続人より先に亡くなっている場合は孫ら直系卑属)、②被相続人の親(直系尊属)、③被相続人の兄弟姉妹の順番で相続人になります。配偶者は、何十年以上別居していても離婚をしていない限り相続人です。逆に、何十年も同居し他から見れば夫婦と思われていても、法律上の婚姻をしていない場合は相続人にはなりません(ただし、事実上の配偶者が死亡退職金等を受給できる場合があります。)。事実上の配偶者がいる場合は、遺言書を書いて、その方が遺産を取得できるようにするしかありません。

3 相続人色々

(1) 相続人が出てきた! どうする…戸籍の落とし穴

父親が亡くなり、遺産のうち不動産については、相続人である子(相談者とそのきょうだい)の間で既に遺産分割協議をして、相談者が単独相続していました。あるとき、その余の遺産の預貯金等の分割についての相談がありました。念のため、父親の戸籍を取ったところ、相談者らに異母姉が一人いることが分かりましたので、そのことを相談者に伝えたところ、とても驚き、また、狼狽されました。というのも、遺産分割協議は、全ての相続人が参加して行う必要があり、一人でも相続人が欠けた場合の遺産分割協議は無効になるからです。既に、不動産については相続登記までしていたのですが、法務局でよく相続登記が通ったものだと思います。

相続登記をするには、遺産分割協議書のほかに、被相続人の出生から死亡までの全戸籍と各相続人の戸籍などを登記所に提出する必要がありますので(最近では法定相続情報一覧図でも可能)、相続人が漏れていたら、どこかで分かるはずですが。

しかしこの件では、一つの落とし穴がありました。父親は戦前の生まれで、6人きょうだいの末子、2回

ほど養子縁組で元の戸籍から出ていました。1回目の養子縁組では離縁して元の戸籍に戻り、2回目の養子縁組では養子先でさらに女性と婚姻して子ども(異母姉)をもうけたものの離婚し、かつ、養親とも離縁して、元の戸籍に戻ってきて、その後、相談者の母親と婚姻したという経緯がありました。戦前の戸籍は、戸主制度の戸籍で、同一戸籍に入っている者も多く、また、養子縁組や婿養子縁組で出入りが激しく、かつ、旧漢字、手書きで、判読が難しく複雑なものがままあります。この事案もそのような一事例で、戦前戦後の戸籍を追っていく中で異母姉が見落とされて、相続登記が通ったのかも知れません。

相談者には、その異母姉を入れて遺産分割協議をする必要があるのでは、他のきょうだいとどうするか相談してくださいと伝えましたが、その後、ご相談はありませんでした。

(2) 祖母が相続人?…相続人がまた増えた!

あるとき、地方にある相続財産の土地(田畑、山林等)について、きちんと自分名義にしたいという相談がありました。土地の登記名義人は祖父だが、祖父の唯一の相続人は父親であり、父親の唯一の相続人(母親は死亡)は相談者とのことで、相続登記は簡単だと思われました。ところが、対象土地の登記簿謄本を取ってみると、何十年も前に亡くなった曾祖父名義のままの土地もありました。

曾祖父から相談者への相続登記をするためには、曾祖父の相続人を探し出して、その相続人間で遺産分割協議をする必要があります。曾祖父の戸籍をとって見たところ、曾祖父には前妻と後妻がいて、結局、祖父の兄弟姉妹は、同母きょうだいと異母きょうだいが各10人くらいいて、現時点での、曾祖父の相続人は合計30人くらいになっていました。さらに、2年前に亡くなった一人の曾孫(独身)の戸籍を遡ると、その死亡時に唯一の相続人として祖母が生存しており、さらに、その祖母がその1年後に死亡しているのが判りました。結局、その祖母の相続人の調査も必要となり、最終的に、曾祖父の相続人は40人以上になってしまいました。

4 このように、複雑な戸籍もあり、相続登記を放置していたら、相続人が枝分かれ式に増えて大変な状況になることがお分かりいただけると思います。遺言書を書くか、できるだけ早く遺産分割協議を行うに越したことはありません。

相続登記をお忘れなく

弁護士 茶木 真理子



令和6年4月1日より相続登記申請の義務化がスタートしています。

今年に入ったあたりから、

- 最近、父が亡くなったが、母が亡くなったときにまとめて相続をしたいので、自宅の土地建物を父の名義のままにしておいて問題ないか。
- 実家の不動産が昭和の時代に亡くなった祖母の名義のままになっており、老朽化してきたため処分したいが、相続人の意見がまとまらず、処分できない。

といったような相続登記申請の義務化を意識したご相談を受けることが多くなっています。

相続は誰にでも起こりうる問題であり、皆さんの関心も高いように思いますので、以下で相続登記申請の義務化についてポイントをご説明します。

●まずは3年以内に相続登記を

相続(遺言を含みます。)によって不動産を取得した相続人は、その不動産を相続したことを知った日から3年以内に、相続登記の申請をすることが義務となりました。

よって、今後は、相続する財産の中に不動産がある場合は、3年以内に相続登記をして、亡くなった方から相続人へ不動産の名義を変更する必要があります。正当な理由がなく相続登記の申請を怠った場合には、10万円以下の過料に処するとされています。

●過去の相続にも適用されます

相続登記申請の義務化は、令和6年4月1日より前に発生した相続にも適用されます。この場合は、令和9年3月31日までに相続登記をする必要があります。

古い相続のケースでは、相続人の確定や相続人間の協議に思いのほか時間を要します。相続人の中に行方不明者や意思能力が衰えた方がおられるような場合には、別途、家庭裁判所において不在者財産管理人や後見人等の選任が必要となることもあります。古い相続であればあるほど、相続手続には早めに着手されることをお勧めします。

●相続登記ができない場合はどうすればよい？

誰が不動産を相続するか、相続人間で協議がまとまらない場合もあるでしょう。このように相続登記ができない場合に備えて、新しく「相続人申告登記制度」という制度ができました。これは相続人が単独で申請するもので、相続を知った日から3年以内に法務局へ申請することによって、相続登記が完了していなくても過料を免れることができます。また、この申告登記の申請自体には、費用がかかりません。3年以内にどうしても相続登記が

できないという場合は、この相続人申告登記の申請を検討されるとよいでしょう。

なお、申告登記をした場合でも、その後に相続人間で遺産分割協議が成立した場合は、その成立日から3年以内にその遺産分割を踏まえた相続登記をする必要がありますので、ご注意ください。

●相続登記は自分でできますか？

相続人が少なく、かつ、相続人間で争いがないようなケースでは、ご自身での登記も可能です。まずは、相続人全員で協議を行って、不動産を取得する人を決めます。そして、その結果を示す書面(「遺産分割協議書」)を作成し、法務局での相続登記申請の際に添付します。

また、相続登記申請には、亡くなった方の出生から死亡までの戸籍謄本・除籍謄本等と各相続人の戸籍謄本を添付する必要があります。この戸籍謄本等の取得について、過去は、それぞれの戸籍ごとに、本籍のある役所から取り寄せる必要があり、時間と手間がかかっていました。しかし、令和6年3月1日から、**戸籍の広域交付制度**がスタートしており、本籍地以外の役所において、まとめて戸籍謄本や除籍謄本の取得が可能となりました(ただし、コンピューター化されていない戸籍謄本等や兄弟姉妹の戸籍謄本等は除きます)。このように、本籍地が遠方にある複数の戸籍謄本でも、最寄りの1か所の役所で取り寄せることができるようになったため、相続登記が以前よりはやりやすくなったといえます。

他方で、相続人が多数である場合や、相続人間で紛争がある又は紛争になる可能性があるような場合には、ご自身で相続登記を行うのではなく、弁護士や司法書士といった専門家に相談された方が良いでしょう。特に、相続が昭和の時代のケースは、その後に法改正された関係で、相続当時の民法を調査する必要があります。例えば、配偶者の法定相続分については、昭和55年以前の相続の場合は旧民法が適用されるため、今と異なり注意が必要です。

●相続のご相談もお気軽にどうぞ

当事務所では、相続登記のほかにも、遺言書の書き方がわからない、遺留分を請求したい、相続人が遺産を使い込んでいる、相続人が遠方にいるため不動産の処分を任せたいなど、遺言や相続にまつわるご相談であれば、どのようなご相談でも対応しております。

当事務所へのご相談をご希望の方がおられましたら、電話(075-222-0011)又は当事務所ホームページにある相談フォームよりお気軽にお申込みください。

デジタル・プラットフォームの専制

弁護士 住田 浩史



かつて、フランスの政治家トクヴィルは、アメリカにわたり「アメリカのデモクラシー」を書きました。そこでは、独立戦争をたたかって民主主義をうちたてたアメリカにおいても、なお「多数者の専制」tyranny of the majorityの危険があると予言されています。イギリスの功利主義者J・S・ミルもこれに賛同し、これに社会的専制social tyrannyと名付けました。そして、社会的専制は、国家による専制よりもよっぽど危険である、と論じたのです。なぜでしょうか。それは、国家による専制が刑罰や法律という外的なプレッシャーで自由を奪うのに対し、多数者の専制は、「自分たちは自由な意思に基づいており、多数に承認されているのですよ」という内的なプレッシャーをかけるからです。そうすると、少数者は「そうか、自分は間違っているのかもしれない。」と思い、それに自らしたがってしまうのです。ミルはこれを「魂の奴隷化」と呼び、これに抵抗するしくみが必要だとして、有名な他害原理harm principleを提唱したのです。

さて、トクヴィルやミルが多数者専制の危険性を説いた時代から200年ほどがたちましたが、現代に登場したのは、よりソフトで、居心地のよい専制です。それがデジタル・プラットフォーム(DPF)です。

皆さんの思いつくDPFには、どのようなものがあるでしょうか。LINE、Facebook、Twitter(現X)、Amazon、Google、YouTube、食ベログ…これらは、ほとんど全てタダで、膨大なコンテンツや便利なツールを提供してくれます。わたしたちは、人生のかなりの時間をDPFに費やし、DPFとのかかわりなしで過ごすことは考えられないですね。こんなDPFが専制だって?そんなはずがない、DPFこそが真の自由を実現するものだ、とおっしゃる人もいますでしょう。

しかし、DPFがあることで、ほんとうに、わたしたちは正しい知識を得て、幸せになっているのでしょうか。LINEは投資詐欺グループの格好の勧誘ツールになっており、一度も会わないまま何千万円ものお金を振り込んでしまう被害者があとをたちません。被害者にとっては、LINEの向こう側にいる人物は、実際に会ってしゃべったりする人よりもはるかに信頼できる人物なのです。Facebookも、いまや有名人を騙った詐欺広告に埋め尽くされています。Twitterには次から次へと「お金を配ります」というスパムアカウントが湧き続け、インプレッションを得るためだけに投稿を繰り返す人たちがいます。Amazonでは偽物や粗悪品が売られ、マーケットプレイスで購入したバッテリーの不具合で火災がおきてもAmazonは責任をとってくれません。夜にトイレが流れなくなってあせってGoogle検索して一番上に出てきた会社に頼んだのに、来たのはとんで

もないぼったくり業者だった、という事例はあとをたちません。Googleマップ上には店舗や施設の口コミが記載されていますが、無関係な人からひどい評価が書かれています。Googleはすぐには削除してくれませんが、食べログの☆評価も、けっきょく、どのような根拠に基づいているのか、よくわかりません。それでも、まるで占星術を信じるように、われわれは、DPFに書いてあることを信じ、その向こう側にいる人をなぜか信じてしまいます。不思議ですね。

DPFの専制は、国家による専制とはぜんぜん違います。DPFは政府ではありませんし、刑罰やペナルティももちあわせていません(たまに垢バンしてきますが…)。そして、多数者の専制とも違います。彼らは、別に多数者の承認を経ています。たんなる一民間企業です。しかし、それは、彼らの圧倒的な経済力による専制なのです。これを「タダ飯」による専制Tyranny of free lunchと呼ぶことにしましょう。この「無料」は、わたしたちの日常生活に関するほとんどすべての情報を譲り渡し、大量の広告を見せられていることで得られている「無料」なので、厳密に言えば、まったく無料ではありません。リバタリアンとしても有名なハインラインのSFの古典「月は無慈悲な夜の女王」にも、タンスターフル(TANSTAAFL) "There ain't no such things as a free lunch"というキーワードが出てきましたが、われわれは、まさにタダ飯を食わされてDPFに支配されているのです。

私たちは、トクヴィルやミルの警告を忘れるべきではありません。DPFが提供するタダ飯に負け、魂を奴隷化させてはなりません。このたたくいは容易なものではありませんが、わたしから、そのための武器をひとつ提示しておきましょう。それは「教育」です。2024年の春に「金融経済教育推進機構」というのができましたが、投資教育よりもDPFとの正しい付き合い方を教えるほうがはるかに重要です。

消費者教育推進法2条

この法律において「消費者教育」とは、消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育(消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。)及びこれに準ずる啓発活動をいう。

2 この法律において「消費者市民社会」とは、消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会をいう。

にんげんだもの

～行動経済学からひも解く投資被害～

弁護士 中川 雄矢



1 にんげんだもの

相田みつをさんの著書「にんげんだもの」。私の幼い頃に実家の蔵に置いてあったようななかったような、懐かしい記憶が蘇ってきます。こんな昔の記憶をどうして今思い出したのだろう。最近、「にんげんだもの」と思うことがあるのです。

2 人はどうして騙されるのか

私は現在、金融商品絡みの事件をいくつか担当しているのですが、依頼者の投資判断が合理性に反していたということはしばしばあります。

もちろん、そのような金融商品を勧誘する人が良くないのですが、人々を投資被害から救済するためには、裁判官に対して「どうして騙されたのか」を“合理的”に説明して、納得してもらわなければなりません。そこで、どうすれば合理性に反する投資判断を“合理的に”説明できるのだろうかと考えたときに出会ったのが行動経済学です。

3 皆さんはどちらを選びますか？

【質問1】

- ① 今ここで80万円を差し上げます。講義が終わったらそのままお帰り下さい。
- ② 今ここで100万円を差し上げます。ただしこの部屋を出るときにくじを引いてください。15%の確率、つまり、100人のうち15人には全額返してもらいます。

【質問2】

- ① 80万円を支払わなければなりません。
- ② 100万円を支払わなければなりません、15%の確率で支払いが免除されます。

【期待値】

質問1：①は80万円、②は85万円

質問2：①は-80万円、②は-85万円

期待値的には質問1では②を、質問2では①を選ぶ方が合理的といえますが、これらと逆の選択をした方も多いのではないのでしょうか。

4 行動経済学に即した説明

行動経済学によれば、人は、低い確率を過大評価して、高い確率を過少評価する傾向があるようです。

質問1では、85%という高確率で100万円がもらえるのにきっと当たらないと考えて、期待値的には②が有利であるにもかかわらず、確実に80万円がもらえるという選択を選んでしまうといえます。投資の場面でいうと、利益が出ている局面では、たとえそれが高確率で利益を出し続けるとしても、損失を回避するために早期に利益を確定させてしまう、といえます。

質問2では、15%という低確率でのみ100万円の支払いが免除されるにすぎないのにきっと当たると考えて、期待値的には①が有利であるにもかかわらず、100万円の支払いの免除を狙ってしまうといえます。投資の場面でいうと、損失が出ている状況では、たとえ損失を取り戻せる確率が低いとしても、損失を取り戻すためにさらなる投資をしてしまう、といえます。

5 まとめ

このように、人は時として合理的ではない判断をしてしまうものであり、この合理的ではない判断は行動経済学の側面からは“合理的”に説明できるわけです。そして「人はどうして騙されるのか」の間に端的に答えとすれば、それは“にんげんだもの”と答えることになるのではないかと、そう思うわけです。

6 金融商品の適正化を目指して

世の中にはびこる不適正な金融商品を淘汰して適正な金融商品を広めるためには、金融商品に関わる者が、人は時として合理的ではない行動をすることがあるということを理解して、それに基づいた理論や裁判例を積み重ねることが重要であると思います。私自身もそれに貢献したいと思います。

(引用：桜井健夫「消費者被害救済の実務における行動経済学的知見の活用」(現代消費者法No.33/2016.12))

ライオンズクラブの「ガバナー」を知っていますか？

弁護士 野々山 宏



1 ライオンズクラブの「ガバナー」に就任しています

ライオンズクラブは、世界の200を超える国や地域に、約5万クラブ、約135万人の会員を擁する世界最大の奉仕団体です。日本には、3000弱のクラブ、10万人弱の会員がいて、各地域の環境保全、青少年活動支援、障がい者や子供の福祉活動などに取り組んでいます。私が所属する京都堀川ライオンズクラブでは、2ヶ月に一度の堀川通の清掃活動、堀川通沿線の中学校の吹奏楽指導の援助やコンサートの開催、子供食堂への機材寄付、献血支援などの活動をしています。

日本のライオンズクラブは35の地区に分かれ、京都府、滋賀県、奈良県で1つの地区を構成しています。私は、本年6月末からこの京都・滋賀・奈良地区の「ガバナー」に就任しています。

2 「ガバナー」って何？

「ガバナー」は、長官、総督、知事の意味ですが、ライオンズクラブでは、地区の管理責任者であり代表者です。ライオンズクラブはアメリカで生まれた組織なので、組織、活動上の呼称にアメリカで使われている英語の呼称がそのまま使われており、「ガバナー」もその一例です。

京都・滋賀・奈良地区には、約100クラブで約3600人の仲間が活動しています。各クラブや仲間国際協会の方針を伝えたり、地区の活動テーマを定め取り組んでもらったり、各クラブの活動を支援したり、地区やクラブの課題を克服していくのが「ガバナー」の役割です。任期中に地区内のクラブを訪問して意見交換することが義務付けられています。国際協会の役員として、国際協会に対して意見を述べていくのも重要な仕事です。

3 なぜ今「ガバナー」なのか

ガバナー就任前に2年間「副地区ガバナー」の役職に就きます。見習い期間です。したがって、ガバナー就任を決意したのは2年半前の2022年1月に遡ります。就任を決意したときには、周囲から「ガバナーをやる意味は？」「そんな時間はあるのか？」とよく聞かれました。

決意の最大の決め手は、所属する京都堀川ライオンズクラブの仲間からの強い要請、後押しです。現在も多くの当クラブメンバーがガバナーとしての活動に対して貴重な時間と労力を使って協力してくれており、感謝しかありません。もう一つの決め手は、現在の社会情勢の中でライオンズクラブの奉仕活動によって果たしている役割が、世界、地域、そして会員にとって重要であると強く感じたことです。今、私たちを取り巻く地域には、温暖化などの環境の悪化、子供や女性の貧困、災害被害、街の活力の低下などの課題が山積しています。世界に目

を転じれば、戦争によって何の罪のない人々が、命、家族、住居、故郷を奪われています。私たち一人一人のやれることは限られていますが、少しでもこれらの課題に対して支援をしていける場、参加できる場が必要です。そして、継続した支援にはばらばらではない組織的な力が必要です。その一つとしてライオンズクラブがあります。京都・滋賀・奈良地区で発足から70年活動をしてきたライオンズクラブには、歴史と実績があります。古くから継続している献血、献眼、スポーツ・音楽を中心とした青少年支援活動、琵琶湖や河川・道路の清掃、植樹活動などに加え、最近では母子家庭への物資支援、子供食堂の開設や支援、孤立した若者の居場所作りなどの新しい取り組みも行っています。これらに少しでも関与することによって、社会貢献ができる機会となります。

広島の子供が作った「ライオンズの光」という詩の次の一節が好きです。

「一本の明かり

一本の小さな明かり

それはわずかに身の廻りを照らすにすぎない

しかし幾千万と集まれば

影と闇とをなくする

巨大な光明となるにちがいない」

私は、消費者問題に取り組んできましたが、60代の今、地域を中心とした活動に全力を注いでみようと思えました。

これまで、弁護士として被害救済活動や立法活動の経験、いくつかの組織の役職を務める中で、「時間は作るものである」と考えています。

4 多くの課題もありますが、がんばります

少子高齢化、人口減少、日本経済の低下はライオンズクラブにも影響しています。メンバーの高齢化、会員減少は大きな課題です。その活動が社会にあまり正確に知られていない問題もあります。多様性が求められる今、女性会員の増加も必要です。一方で、地域の新しいニーズに応えた奉仕活動も生まれ、若い力の参加も広がっています。

ライオンズクラブの活動は、人と人との出会いと交流の場でもあります。2年間の「副地区ガバナー」としての活動の中で、多くの出会いに恵まれました。どのクラブも、より楽しい交流の場になってほしいと思います。

仕事との両立を図りながら、健康に留意して、この1年「ガバナー」を精一杯がんばりたいと思っています。応援、よろしくお祈りします。

ウズベキスタン訪問記

客員弁護士 二本松 利忠



1 いささか古い話となったが、2023年10月、ウズベキスタンを訪問した。私は、数年前から日本政府とJICA(独立行政法人国際協力機構)によるウズベキスタン法整備支援(拙稿「ウズベキスタン共和国の法制度と我が国による法整備支援」御池ライブラリー No.57参照)の協力員を務めているが、コロナ禍の関係で、担当部局との意見交換などはすべてオンラインで行われた。このように、現地の実情調査や対面直接の意見交換ができなかったが、この度ようやくその機会が訪れた。関西からの直行便はなく、仁川で大韓航空機に乗り換えて約7時間半の空旅であった。

2 ウズベキスタンは、中央アジアの中心部に位置し、かつてはシルクロードの中継地として繁栄した。それ故にいろいろな民族が入り替わり覇を競ってきた。13世紀にはモンゴル帝国に征服され、近年は、ロシア帝国に支配された後、ソビエト連邦(ソ連)成立時に一構成国として組み込まれ、1991年のソ連解体時に独立を果たした。

このような歴史を反映して、ウズベキスタンは、多数を占めるウズベク系住民(コーカソイドとモンゴロイドの混血)のほか、ロシア系、トルコ系、ユダヤ系、朝鮮系など様々な民族で構成されている。相当数の朝鮮系住民がいるのは、スターリン体制下において、極東ロシアに住んでいた朝鮮人が強制移住させられた結果である。他にも、当該地域を支配する上で支障となるとして、似たような目に遭わされた人々(タタール人等)の末裔がいる。こうして街を歩く人の風貌は、実に多種多様であり、我々も現地の人と間違われて道を尋ねられたほどである。

国民の約8割がムスリム(イスラム教徒)であるが、戒律は厳しくない。全身を隠すブルカや髪だけを隠すヒジャブを着用する女性も見られるが、多くの若い女性の服装はヨーロッパ諸国とそれほど変わりはない(ただし、都市部以外では伝統的な生活様式を守っている住民も少なくないようである)。女性の社会進出も進みつつあるが、家庭における女性の地位向上やDVが問題となっているとのことである。

飲酒も禁止されていないが、アルコール飲料を提供しない店も多く、我々は、初日に飲酒できない店に入ってしまった、脂っこい料理を紅茶で流し込む仕儀となった。これに懲りて、翌日以降は、予め調べてから食事に出か

けるようにした。羊、牛、鶏の肉料理(特に串焼き)が絶品で、馬肉もおいしかった。ただし、ピラフの原型と言われるプロフは、皿の底に油がたっぷり残る炒飯のようで少し辟易した。

インフレにより通貨の価値は下落し、1回の食事で10万スムなど、我々の金銭感覚がおかしくなりそうだったが、100スム=約1.2円程度であり、飲食費を含む物価は相当安い。

3 ウズベキスタンの主要産業は、農業(小麦、綿花等)、天然資源(金・銅、石油・天然ガス等)の採掘・輸出である。天然ガスや金などの輸出が好調で、これに牽引される形で高い経済成長率を維持しており、インフラ整備が急ピッチで進められているが、産業は未だに国主導という面が強い。独立後、「ソビエト型社会・政治体制」から脱却し、自由主義経済への移行を目指して、国営企業の民営化や規制緩和、民間企業の育成、海外企業の誘致等による産業の振興を図ろうとしているが(最近の法整備支援はこれらの環境整備のための制度改正が中心テーマとなっている)、官庁の統廃合、公務員の削減や慣れ親しんできた計画経済からの脱却は道半ばと言える。

4 我が国は、ウズベキスタンと長らく友好関係にあり、発電事業・鉄道事業に対する協力や、現地ビジネス人材の育成、農業、保健医療の改革等、多方面で支援を行ってきた。同国は、欧米列強の圧力に屈せず、明治以来発展を遂げてきた日本の歴史を自国の歴史に重ね合わせ、日本からの経験に基づく知見の提供や支援に大いに期待しているようであるが、昔から親日国であるのは、次のような歴史的経緯もあるとのことである。第二次世界大戦後、捕虜となった日本兵がタシケント市に送り込まれ、「ナヴォイ・オペラ劇場」建設に使役されたが、劣悪な環境のなか、手を抜くことなく真面目に働く姿に当時のウズベキスタンの人たちは心打たれたという。そして、タシケント市は、1966年に直下型地震により壊滅的な打撃を受けたが、この劇場は全く無傷で残り、市民の避難場所となって、日本兵の仕事ぶりが改めて賞賛されたという。

ウズベキスタンは、現在もなお目標に向けて改革の努力を続けている。法整備支援を含む日本の支援がウズベキスタンの発展に大いに寄与することを期待したい。

左党のはなし

弁護士 草地 邦晴



1 左党といっても、左翼政党の話ではなく、「酒飲み」の話である。

以前から、なぜ酒飲みのことを左党、その逆を右党と言うのか、不思議に思っていた。ふと検索してみると、思いの外簡単に探すことができた。権威のある文献にはいき当たらず、諸説あるようなので正しい由来であるかは確信が持てないが、主なものは共通している。

その昔、大工や鋳夫が、左手に鑿(のみ)を、右手に槌を持っていたことから、左手を「のみ手」と言い、「飲み手」の発音と共通することから、酒飲みのことを左手、左利き、さらには左党と呼んだことに由来するとのことである。右-には意味はなく、左の反対語として、使われたようだ。

同じように不思議に思っていた言葉に「下戸」があり、それも気になる。これにも諸説あるようだが、有力なものとして語られているのは、律令制のもとでの集団「戸」のうち、最下級が「下戸」で、結婚式の際に飲むことができるお酒の量が最も少なく制限されていたことに由来すると言う。それが転じて、酒が余り飲めない人のことを「下戸」、逆に良く飲む人を「上戸」と呼んだ。

なぜそうなるのか不思議な気もするが、いずれにしても随分昔から酒飲みが人々の口に上っていたことを表しているように思われる。

2 もっとも、これらの言葉が死語となるほど、若者の酒離れが言われて久しい。それは日常的に感じるどころであり、もはや若者を飲みに誘う時には、ハラスメントにならないかを気遣わなければならないほどになった。

どれくらい酒離れが進んでいるのかなと検索してみると、「酒のしおり」なる国税庁が出している報告書¹があることを発見した。これが文化庁ではなく、国税庁から出されることに強い違和感を感じつつ拝見すると、我が国の現状を垣間見ることができてなかなか興味深い。

成人1人当たりの年間酒類消費数量の推移を見ると、ピークは平成4年で101.8Lだったものが、令和3年では74.3Lにまで落ち込んでいる。3割近くも減っているのだ。日本酒(清酒)の課税数量は、昭和48年のピーク時には177万kLだったものが、令和3年には40万kLと、7割以上も減っているという。週に3回以上飲酒する習慣飲酒者は、男性は平成元年51.5%あったものが令和元年では33.9%と激減している(女性は同期間で、6.3%から8.8%へと増加)。年齢別でも、男性は若年層の習慣飲酒率は目に見えて減少していて、20歳台、30歳台では以前の半分以下の割合にまで落ち込んでいる。²

バブル期を経験した世代からすると隔世の感があるが、「ソバーキュリアス」³と言われる、あえてお酒を飲

まないことを選択するライフスタイルが、確実に広がっていることが窺える。

3 もちろん、私の年になると、飲酒による健康リスクも気になるところで、肝疾患はもちろん、高血圧やがんへの影響も指摘されているから、適切なコントロールをすることは健康のためにも必要なことで、それを好まない者に無理に飲酒を進めるつもりはない。

折しも、2月には厚労省から、「健康に配慮した飲酒に関するガイドライン」⁴が公表された。同ガイドラインでは、飲む量の目安や許容量が示されたわけではないが、生活習慣病のリスクを高める量として、一日当たりの純アルコール摂取量が男性40g以上、女性20g以上をあげ、同量以上を飲酒する者の減少を目標とするとされている。ビールで言えば、500mlで約20gの純アルコールとされ、男性の場合だと一日2本になる。

年齢や体質によってもアルコールから受ける影響は大きく異なり、個人差が大きいから、一概には言えないし、そもそも国がこんなところまで口出しをすることに強い抵抗も感じるが、コロナ禍でアルコール依存症が増加しているとも言われており、家族や周囲へ与える影響も大きいことから、適切な情報提供や対策を講じる必要性は否定できない。

4 元来、酒は神事や集団にはつきもので、神や人々との一体感や繋がりや醸成するのに欠かせないものであった。故事や漢詩には度々登場し、酒は、「百薬の長」「天の美禄」「憂いを払う玉筥」などが知られる。西洋でも国によってワインやビールと種類は違えど、やはり同じような内容のものが多く見られ、人の営みや文化、健康と切り離せないものであったことを示している。

私自身「左党」であり、その喜びを共有したいと思うし、それを通じて近い関係になった経験が少なくない。ただ、好きであるが故に、酒は好んで飲みたいと思う人にこそ飲んで欲しいとも思うし、好まない人も、飲めない事情がある人にも楽しくあって欲しい。若かりし日々身についた感覚から抜け出して、うまく付き合っていきたいものである。

1 <https://www.nta.go.jp/taxes/sake/shiori-gaikyo/shiori/2023/index.htm>

2 我が国の飲酒パターンとアルコール関連問題の推移 厚生労働省
<https://www.e-healthnet.mhlw.go.jp/information/alcohol/a-06-001.html>

3 sober curious ウィキペディアによると、「支配的な飲酒文化にただ従うのではなく、飲酒へのあらゆる衝動、誘い、期待に対して疑問を持ったり、アルコールとの関係を問い直したりすること」とされている。

4 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37908.html

俳句始めました

相談役弁護士 長谷川 彰



冬薔薇その一輪の江戸切子

ゴルフ仲間のケイ氏からお誘いを受けて、昨年7月に俳句春秋という同人に入れていただき、俳句を始めました。月に1回大阪の西成区民センターに10名あまりのメンバーが集まり、兼題というあらかじめ与えられた季語を使った6句とその場で与えられた季語(席題)を使った1句を出句します。その後、出そろった7~80句あまりのなかから各自6句を選びます。ベテランの同人は、複数の句に複数の票を獲得し、合計10票以上獲得という方もいらっしゃいます。始めたばかりの私は、おひとりだけでも1句選んでいただければ、大喜びというレベルです。

冒頭の句は、昨年12月の句会で、お二人から選んでいただいた席題「冬薔薇」の句です。冬薔薇(ふゆそうび)という言葉は、あまりなじみがなかったのですが、バラのつぼみが膨らみかけた状態をイメージし、江戸切子の一輪挿しに生けた様子を句にしました。

まずは、季語になじまないといけないので、ハンディ版入門歳時記を購入しました。与えられた季語を使って句を作るのは、この歳時記を練って、例句などを参考にしてなんとか作りますが、季語に合わせて季節を読むために使う季節の言葉が、別の季語である場合が結構あります。これは、季重ねといい、季語が複数入った句は嫌われます。絶対タブーということでもないようで、久保田万太郎の

ばか、はしら、かき、はまぐりや春の雪
という季語づくしのこの句は、名句とされています。

このように、達人になれば異なるのですが、初心者が季語を重ねる癖をつけるのはよくないようです。したがって、

朝寝して鳥の囀り夢うつつ
と「朝寝」という季語を使って、春ののんびりした朝を読んだのですが、実は「鳥の囀り」も春の季語だと教えられ、次のように添削されました。

囀りに熟寝を破る夢うつつ
「熟寝」は「うまい」と読み、ぐっすり眠ることを言うようです。俳句にはこれまでお目にかかったことのないような言葉に出会う驚きもあります。冬薔薇や熟寝もその部類ですが、「鬼雨」はゲリラ豪雨のような雨降り、「五百重波」はなんとなく波が幾重にも重なる様子かなと思

いますが、「いおえなみ」と読むとは知りませんでした。「可惜夜」は「あたらよ」と読み、明けてしまうのが惜しい夜のことで、ネット検索したら、和菓子の名前にも使われていました。出典は万葉集のようです。

句会は、年に数回「吟行」といって、名所・旧跡や風光明媚な場所へ出かけて、実際の風景を見ながら句にすることも行われます。私が入会してからも、堺の大仙公園と京都御所にて吟行しました。

御所での吟行の日は小雨で肌寒い一日でしたが、御所の中を端から端まで歩いて、一万歩を超えました。俳句作りは、頭の体操になるだけではなく、肉体的にも適度な運動になるのを実感します。

ちなみに、私は、季語を決めて、頭の中で考えて句を作っているようで、大阪の同期会「サンゴの会」が開催された3月5日にたまたま句会があり、これに参加してから同期会に出席しました。近況報告で俳句を始め、今日も句会に参加してきたと申しますと、1句披露せよとリクエストされました。ところが、今しがた作ったばかりの句が出てこないのです。情景を見て、それを句にするという作業をせず、季語から連想する句を頭で考えた結果、数時間後には忘れていたというわけです。その句は、その日の席題「山笑ふ」を使ったもので、同期会が終了してから、

山笑ふ心うきうき旅支度
であったことを思い出しました。

そんなわけで、吟行で、自分で季語から考えて、目の前の景色を詠むのは、まだまだ苦手です。御所で詠んだ句で1票いただいた句は、

桜散る蛤御門弾丸の痕
夢の跡山吹囀む染殿井

の2句でした。染殿井は、藤原良房の邸「染殿第」があった場所にある井戸です。御所は何度も訪れた場所ですが、ここにこのような井戸があるのは今回初めて知りました。

俳句を始めてまだ1年にも満たないのですが、初めて知る言葉との出会い、これまで気づかなかった場所の発見、ベテランの方々の言葉のセンスや季節感の描きかたなど学ぶことが多く、ボケ始めた古稀の頭に喝を与えるよい機会になっています。精進を重ね、さらなる高みを目指していきたいと思

「アビニョンの娘たち」とピカソ

弁護士 坂田 均



1 はじめに

キュビズムの展覧会が京都市京セラ美術館で開催された。盛況だったようである。

この話を聞いて私は少し驚くのである。人々はキュビズムのどこに魅せられるのであろうか。絵画に美的感動を求める人々にとって、キュビズムは受け入れ難い表現のようにも思える。

芸術とは、本来、「知的法則ではなく感覚の所業であり(ジョン・ロック)、絵画の第一の目的は、我々を感動させること(ジャン・バティスト・デュボス)でなければならない。」(リオネロ・ヴェントゥーリ「美術批評史」、辻茂訳138頁、みすず書房)はずである。キュビズムの代表作とされるピカソの「アビニョンの娘たち」は、われわれの感覚にどのような感動を与えるのだろうか。

正直なところ、極端にデフォルメされた作品からは非現実性から来る違和感と醜さしか感じ取れない。

2 世紀末の葛藤

19世紀から20世紀にかけて活躍した画家としては、ゴーギャン、ピカソ、マティス、カンディンスキー、そして、デュシャンらがいる。彼らは、サロンや印象派を超える絵画的表現を探し求め、苦悶したが、共通した到達点は、写実主義との決別であった。それぞれの画家が写実に代わる主観的な何かを表現しようとした。

その先鞭を切ったのはゴーギャンの象徴主義であった。ゴーギャンがタヒチに移住した後に公表した多くの作品は、いわば「目に見える現実とは違った、魂の神秘の世界を求めるものであった。」(高階秀爾「近代絵画史(上)」中公新書)。

マティスは、「ピアノレッスン」に見られるように、持ち前の色彩感覚を駆使して、描く対象を二次元の世界に押し込めて表現した。造形的には窮屈であるが、そこにはマティスが感じ取った独特の色彩の世界が展開されている。カンディンスキーは、「コンポジション」と題する作品群を1910年から描き続けたが、彼は、描く対象を特定せずに、心のうちから湧き出る感動を音楽のリズムのように即興的に描き出した。

ピカソは、「青の時代」の作品では陰鬱とした内面の感情を表現したが、キュビズムの時代には描く対象から拘束を受けずに、理知的な構成を模索した。彼は、三次

元の世界から描く対象を借用するのではなく、キャンバスという二次元の表現媒体の中に固有の表現方法を模索した。従来の絵画的表現では、あの印象派でさえ、陰影を使って人やモノを立体的に表現したが、そこで描かれたものは、三次元の世界からの借り物に過ぎなかった。それはいわば偽りの表現であった。ピカソが、二次元固有の表現方法としてたどり着いたのが、陰影を使わないで立体物を描く手法である。そこに描かれたものはキャンバス上にもみえ、他には存在しないものであった。

3 描く対象と画家のテーマ

写実主義あるいは客観主義からの離脱という意味では、デュシャンは、極端であった。1917年に有名な作品「泉」を発表しているが、それは既製品の便器を「泉」と命名しただけの作品である。これを見た人々は不快な衝撃を受けたといわれている。彼は、描く対象と画家のテーマの関係を破壊することによって、描く対象から絵画を解放しようと試みたのである。

このような作者の意図は理解できるものの、これが果たして芸術的表現といえるかは疑問である。その試みはあまりにも非感覚の所業だからである。

では、ピカソはどうか。理知的な構成にこだわりすぎているようにもみえる。

左側の女性3人は感情を抑制し無表情であるのに対して、右の2人はアフリカの仮面のように醜い表情をしている。「アビニョンの娘たち」は娼婦を描いたものとされているが、ピカソはこの作品を通して、彼女たちの苦悩や人間社会の病理を表現しようとしているのかもしれない。仮にそうだとすると、彼が「ゲルニカ」に託した人間社会へのメッセージと共通する「感覚の所業」を見ることができるのである。



Pablo Picasso, Les Femmes d'Alger (O. K. R. Version O)
THE MUSEUM OF MODERN ART
NEW YORK

読書の勧め～その3

弁護士 志部 淳之介



最近、友人の勧めで、ミステリー小説を読むようになりました。これまで警察小説や法廷小説は仕事を思い出すので敬遠していましたが、勧められて読んでみると、面白い！今では移動時間のほほすべてを読書にとられるようになりました。特に面白かったものを少し紹介します。ネタバレしないよう気を付けましたが、鋭い人は感想コメントからトリックを見破るかもしれないので、ご注意を。

1 東野圭吾さん、「容疑者Xの献身」

言わずと知れたガリレオシリーズ、直木賞を受賞した名作です。天才数学者でありながら高校教師をしていた石神は、隣人の靖子に想いを寄せていました。ある日、靖子と一人娘が前夫を殺害してしまったことから、石神は彼女たちを助けるために完全犯罪を計画します。主人公の湯川学は、かつてのライバルであった石神の完全犯罪に挑むのですが…。石神の使ったトリックもすごいのですが、石神の靖子を想う気持ちや彼女を守ろうとする覚悟の深さが胸を打ちます。理屈では説明できない、人間の複雑な感情が溢れるラストシーンは必読です。

2 小泉喜美子さん、「弁護側の証人」

ヌードダンサーの主人公が大財閥の御曹司と結婚、しかし、義父である当主・八島龍之介がある日、何者かに殺されます。弁護側が切り札として召喚した証人は、捜査を担当した一人の刑事でした。彼が一体、何をしゃべるのか。

小説という媒体でしか成立しないトリックが見事です。この作品は、映像化が不可能です。その意味は、読んだ人だけがわかります。これほど綺麗に騙されたミステリー小説はありませんでした。お勧めです。

3 高野和明さん、「13階段」

記憶を失った死刑囚。彼の冤罪を晴らすため、刑務官の南郷と、前科のある三上青年が、死刑執行までのわず

かな時間で、事件の真相解明に挑みます。手がかりは死刑囚の脳裏に蘇った「階段」という記憶のみ。それが何を意味するのか。真犯人は誰か。殺人の動機は何か。そして、三上青年が抱える、事件と深く結びついた過去とは何か。謎が謎を呼び、読みだすと止まりません。

4 古処誠二さん、「いくさの底」

第二次世界大戦中のビルマ。日本軍警備隊が駐屯することになった山村で、ある夜、部隊の指揮官が突然、何者かに殺されます。

村人には殺害の事実を隠したまま連隊本部から派遣された副官が捜査にあたりますが、第二の殺人が起きてしまいます。指揮官はかつて村に駐留した過去があり、村人とは顔見知りでした。やがて、二つの殺人は、かつて村で起きたある事件が引き金になっていることが明らかになります。

戦時下の外国の閉鎖された村、旧日本軍という組織、人間模様を描いた作品ですが、殺人の動機などは、現代と変わらないのだなあと感じました。戦争のどろどろした描写はなく、物語はたんたん進みます。人の心理の裏をかくトリックには驚かされました。

5 真藤順丈さん、「宝島」

舞台は第二次世界大戦直後の沖縄。主人公たちが米軍基地を襲撃した夜、彼らのリーダーであり、島一番の英雄だった青年が姿を消します。彼は基地から物資を奪って逃走する時、米軍にとって重要な「ある物」を基地外に持ち出します。「ある物」とは何か。青年はどこに消えたのか。なぜ姿を現さないのか。米軍統治下の灼熱の沖縄で、英雄をめぐる冒険、謎解きが始まります。

いかがでしょうか。既にお気づきの通り、ミステリー好きの方からすると、初心者丸出しのラインナップかもしれません。お勧めのミステリー小説があれば、是非、ご紹介ください。

のだめカンタービレ・クラシック・フェスティバルin KYOTO

弁護士 錦見 壽紘



1 5月3日～5日にかけて、京都ロームシアターで「のだめカンタービレ・クラシック・フェスティバルin KYOTO」が開催されました。

私は、小学生の頃からパーカッション(スネアドラムやティンパニー、ヴィブラフォンなど)を中学生まで演奏していました。実際に、私も、クラブ活動の一環としてコンサートにも出演していました。そんな中、「のだめカンタービレ」のドラマを見て、のだめの世界にはまっていきました。そして、大人になった今、のだめカンタービレのコンサートが京都で開催されると知り、参加してきました。

2 のだめカンタービレとは？

そもそも、「のだめカンタービレ」とはどんな作品なのかについて、簡単に説明すると、ピアニストの野田恵(のだめ)と指揮者の千秋真一の2人の主人公の物語であり、ラブストーリーもあり、コメディもあり、感動もありのクラシックを楽しめる作品です。その人気から、漫画にとどまらず、ドラマ、アニメ、映画にまでなっている作品です。

3 5月3日

初日の5月3日は、前夜祭であり、ピアニストの石井琢磨氏とヴァイオリニストのNAOTO氏により様々な演奏がされました。ベートーヴェンの「交響曲第七番第一楽章六重奏版」やヴィヴァルディの「四季」より「春」第一楽章などが演奏されて、のだめカンタービレを代表する作品が演奏されていました。私の席は、前から7列目で舞台から近く、久しぶりのコンサートということもあって緊張していました。そんな中、笑えるちょっとしたハプニングや2人の面白いMCのおかげでいつの間にか緊張はなくなって、笑いながら楽しめるほどになりました。NAOTO氏は、実際に「のだめカンタービレ」のドラマにも出演していたということもあり、ドラマの裏話もあり、ドラマファンの自分にとっては、驚きもあり、楽しかったです。NAOTO氏のオリジナル曲なども最後には演奏されて、2日目以降の期待を大きくさせるとても楽しい前夜祭でした。そして、家に帰ってすぐさまドラマを見て、NAOTO氏が実際にドラマに出演している場面を確認しました。

4 5月4日

フェスティバルの初日である5月4日は、オーケストラ編と室内楽編とに分けられて演奏がされていきまし

た。最初のオーケストラ編では、スクリーンに漫画の場面が映し出されて、その場面に合わせてチューニングがされ、「ラブソディ・イン・ブルー」の演奏が始まり、最初からわくわくする時間から始まりました。そして、室内楽編では、2名のピアニストの望月晶氏とBudo氏により、のだめの青春が繰り広げられました。その後、オペラ編や難曲編が披露されました。その中で、ドラマなどを見ている人ならクスッと笑ってしまう場面である「ペトルーシュカ」の演奏中に「今日の料理」が混ざってしまうという場面までも演奏されていました。最後は、ベト7全曲編であり、のだめカンタービレを代表する第一楽章と第四楽章のみならず、第二楽章と第三楽章も演奏されました。

ドラマなど聞いたことのある曲が多数演奏され、当時の記憶が蘇ってきました。コンサートに出演するために、練習に熱中したことや、実際のコンサートでの演奏の楽しさ、他にも一緒に演奏した人たちとの思い出など、当時のたくさんの楽しい思い出とともにコンサートを楽しめました。

5 5月5日

最終日は、声優の岡本信彦氏などの朗読を交えて、クラシック界のレジェンドであるドビュッシーやラフマニノフとスクリャーピンの関係などを演奏と共に楽しむことができました。その他には、菊池亮太氏とBudo氏によるピアノの祭典で、のだめに関係する曲を両者が演奏したり、オペラ&ミュージカルで「カルメン」から「民衆の歌」と200年以上にわたる音楽の旅が歌で展開されたりしました。最後には、セカンド・ラブソディと皇帝円舞曲ピアノコンチェルト版によって締めくくられました。

朗読劇やミュージカルなどによって、クラシックの歴史を一気に体感でき、音楽に対する理解を深めながらも、クラシックを楽しめました。また、最後の2曲のピアノコンチェルトでは、ピアニストの方もオーケストラの方も楽しみながら演奏していて、本当に感動しました。

6 おわりに

原作の登場人物のシュトレゼマンのセリフである「楽しい音楽の時間デス」を体感でき、終わってほしくない3日間を過ごすことができました。皆さんも機会があればコンサートなどに是非足を運んでみて、生でしか味わえない感動を味わってみてはいかがでしょうか。

上高地から大文字登山まで

弁護士 小原 路絵



若い頃は山に興味がありませんでしたが、最近、山の良さに目覚めつつあります。

まず、昨年5月に、上高地に旅行したのが1つのきっかけになりました。



上高地

天気はあいにくの雨だったのですが、まず、川の水の色に感動しました。水の透明さと、川底の砂が白いこともあり、水がエメラルドグリーンに見えました。京都の川の水も透き通っているところもありますが、川底の砂は茶色系で、見た目が全く異なります。まるでエメラルドグリーンの海と白い砂浜といった組み合わせで、その上、雄大な穂高連峰の景色が合わさって、京都の山とは全く違った景色に感動しました。

そして、上高地では、ガイドを頼み、周辺を散策しました。ガイドなしでは、見分けがつかず、素通りになったであろう道端の草花や、木々の説明を聞き、雨と寒さを忘れる楽しい散策になりました(事前に気温を調べて服装も準備したつもりでしたが、最低気温が1度くらいで、予想以上に寒く、持参したありとあらゆる服を着こんで寒さをしのいでいました。)。夜も雨で、残念ながら星空を見ることはできなかったのですが、昼間の散策が楽しかったので、雨の中を再度ガイドを頼み、ナイトハイクに出掛けました。草花や木々が暗闇の中で懐中電灯に照らされ、昼間とはまた別の姿を楽しむことができました。

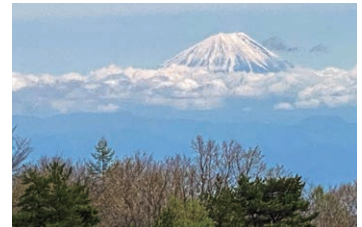
ガイドの説明のメモを取り忘れ、帰宅してから、散策中に撮影した写真を基にインターネットで検索し、草花や木々の種類を特定しましたが、実に20種類以上にもなりました(ただ、似たような種類の花が多く、正確に特定できているかは自信がありません。)。季節は5月で、ちょうど春の上高地を代表するニリンソウが咲き乱れ、他にも、エゾムラサキ、キジムシロ、フデリンドウ、ムラサキケマン、ベニバナイチヤクソウ、ハシリドコロなどの花や、白樺、モミの木、ミ



ニリンソウ

ヤマザクラ、カラマツ、オオカメノキなどの木を見ることができました。

上高地が忘れられず、今年は、八ヶ岳を旅行しました。八ヶ岳



富士山

では、上高地のようなハイキングではなく、自動運転の天空カートで富士見高原リゾートの頂上に行きました。カートはゆっくり進むので、道中、道の両脇の草花を楽しむことができ、また頂上でもミツバツツジ、シバサクラ、ドウダンツツジなどの花を見ることができました。さらに、頂上からは、北岳、奥穂高岳以外に、富士見高原というだけあって、富士山まで見ることができました。

また、昨年11月には、小学生のころ愛宕山に登って以来ではないかというくらい山登り経験がなかったので、大文字登山を蹴上からチャレンジしました。上高地の寒さが身に沁み、寒さ対策を万全にしていたところ、11月にしては暑い日で、暑さに体力を奪われ、登っている途中、一体いつになったら頂上に着くのかと、下山する人に、頂上まであとどれくらいかと何度も尋ねるなどしていました。でも、その分頂上に着いた時の感動はひとしおでした。さらに、頂上より低い位置にあるにもかかわらず、火床からの景色が素晴らしく、疲れを忘れてしばし見惚れていました。市内のあちこちから大文字が良く見えるということは、逆に、火床から京都市内がこれほどまでによく見えるということなのだと思います。ただ、翌日、膝の裏のあまりの痛みで、運動不足を痛感しました。

しかし、頂上に着いたときの爽快感と景色のすばらしさに感動し、今年も、再度同じ蹴上ルートで大文字登山にチャレンジしました。今回は、事前にも、日常生活の中で階段を意識して使うようにして、少し準備して臨んだためか、登っている最中も前回ほどのつらさはなく、翌日の膝の痛みもほとんどありませんでした。登山はいい気分転換になりますし、健康にも良さそうですので、本格的な登山はまだ荷が重いですが、また手ごろな山で登山を楽しみたいです。

お酒やめました

弁護士 谷山 智光



お酒をやめました。かれこれ3年が経ちました。

それまでは、割とお酒は好きな方で、ビール、日本酒、焼酎(芋・麦)、ワイン、マッコリ、紹興酒など何でも飲んでいました。外でも家でも飲み、休肝日は週に1~2日あるかないかというような状態でした。それが、この間、一滴も飲んでいません。

お酒をやめたと言うと、「身体壊したの?」、「何か失敗したの(笑)?」と聞かれますが、数値はいたって正常ですし、ドクターストップがかかったわけでもありません。お酒で問題を起こしたわけでもありません。

「なぜやめたの?」とよく聞かれます。もちろん身体のコンディション管理、健康維持のためというのがありますが、これらを理由とする断酒は過去にもチャレンジし、挫折しています。それなのに、今回、3年も続けているのは、ある日ふと、「お酒って、実は、飲まなくてもやっていけるんじゃないか?」と思った(気づいた)ためです。お酒を飲まなくても懇親会や宴会の場には行けますし(懇親会や宴会の回数はお酒をやめる前とそれほど変わっていません。)、自分の気持ち次第でテンションをあげることも、その場を楽しむこともできます。最近ノンアルコールビールもよくできていて、ビールを飲んだ爽快感を味わえます。このようにみると、お酒って飲まなくても特に支障はなかったのです。

一方で、お酒をやめて、さまざまな利点を実感しています。1つ目は、次の行動への切り替えがスムーズにいき、時間の有効活用ができることです。飲酒後の酔った時間がありませんし、次の日の二日酔いの時間ありません。すぐに次の行動に平常な状態に移ることができます。2つ目は、身体が軽やかになることです。特にダイエットを心掛けていたわけではありませんが、お酒をやめる前

より平均体重は約4kg減りました。毎年人間ドックで心配されるほどです(お酒をやめたと言うと納得されます。)。疲労も蓄積しなくなった気がします。3つ目は、車に乗ることができ、行動範囲が広がることです。離れた場所にある飲食店にも車で行くことができます。旅行に行った際、食事と観光を自由に両立して楽しむことができます。4つ目は、料理の真の美味しさを感じることができます。お酒を飲まなくても美味しいと感じられる料理は本当に美味しい料理だと思います。そのような料理は良い素材(肉、魚、野菜、米等)を使っており、丁寧に調理されています。お酒をやめて料理の奥深さを知りました。

もちろん、お酒は美味しいですし、快樂を与えてくれます。今でも和食のときには日本酒を飲みたくなりますし、洋食のときにはワインを飲みたくなります。ただ、私の場合は、それを上回る、お酒を飲まないことによって得られる快適さを知ってしまったので、この先ももうお酒は飲まないのだろうなと思います(多分)。



ビールと私(2019)

Mt.FUJI100 KAI70k 参戦記

弁護士 若竹 宏諭



2024年4月26日から27日、富士山麓にて、Mt.FUJI100が開催された。日本最大規模のトレランレースである。メインのFUJI100mi(約166.6k、累積標高+7039m)のカテゴリーと、そのコース最後の約69.4k(累積標高+3493m)を行くKAI70kのカテゴリーがある。昨年からのトレランレースに参加するようになり、KAI70kの参加条件を満たしていたので、軽い気持ちで応募したところ抽選を通過してしまった。70kは未知だったが、制限時間は21時間と長いのでゴールできると考えた。とはいえ制限時間ぎりぎりも嫌なので、何となく14時間程度での完走を目標にした。2023年12月以降は、最低週1回、月間最低100k走り、暖かくなってからは大文字山などで登る練習をし、直前に50kのレースで実戦練習もした。

26日に現地入り。会場からは富士山が見えるはずだが曇っていて全貌は見えない。ホテルで食事・身支度を済ませ、3時間半程度仮眠しようとして横になるもほぼ寝られなかった。必携品をチェックし、どれだけ食べ物を持っていくかに悩み(大会側が用意した食料や水分を補給できるエイドでパン、バナナ等も食べられるが、各自必要と考えるエナジージェル等を持っていく)、心配性ゆえたくさん持ってしまう、ザックは重くなった。標高が高いからか現地は思いのほか涼しかったので、Tシャツの上に通気性のある長袖を着て、さらにシェルを羽織った。

27日0時。ヘッドライトを点灯させた約1000人が一斉にスタートした。序盤はしばらくロードが続く。山の入口で渋滞につかまり止まると、汗を吸ったTシャツが冷えて寒くなってきた。補給は40～50分につづいてジェルを取る予定だったが、夜中だからか、体が冷えたからか、この時点ですでに胃に違和感を感じ、予定通りに摂取できずにいた。2時9分に忍野エイド(15.8k地点)に到着し、脱いだTシャツのびしょ濡れ具合に驚いた。予備のタンクトップに着替えてシェルを羽織り(初めからこうしておけばよかったと後悔)、水とスポーツドリンクを補充して走り始めた。

3時52分に山中湖きららエイド(25.3k地点)に到着。ほぼ予定どおりのペースだったが、胃はさらに気持ち悪い感じに。豚汁があったので、おにぎりを入れてねこまんまのようにして食べた。次のエイドまでは13.5kもあると聞き、長いなあと思いながら出発した。山に入り登っていると小雨が降ってきた。地面を照らすヘッドライトの明かりの存在感が徐々になくなり、夜明けが近づいていることがわかった。振り返ると薄暗闇の中にどんと富士山があり、少し感動した。

次のエイド二十曲峠(38.8k地点)手前の下りでまた渋滞につかまり、数十分ロスしたが、想定どおりの7時30分頃に到着。これ以降が本番と



4:50 鉄砲木の頭から見た富士山と山中湖

のことで、固形食をしっかり食べたかったものの、気持ち悪くて紅茶だけ飲み、甘すぎるジェルをちびちび摂取して先へ進んだ。山場の一つである杓子山登りの手前から再度渋滞に遭遇し、抜けるのに1時間弱はかかったと思う(道中、韓国人ランナーと少し仲良くなった。こういう出会いがあるのもトレランばい。)。下りは渋滞もなく気持ちよく走れたが、胃が揺れすぎたのか一層気持ち悪くなり、水を飲むことにすら不安を覚えてペースを抑えた。咀嚼して胃を動かすと良いと聞いたことがあったので、男梅シートを噛んでいたら改善した気がした。

次の富士吉田エイド(50.6k地点)に到着したのは予定より1時間も遅い11時14分。体調は変わらず良くなかった。時間は気にせず進むことにした。最後の霜山に向けたエネルギー確保のため富士吉田エイド名物のうどんを少し食べ、ゴールに向かってスタート。霜山は山頂までが長く、とほとほと登った。「登りはこれで最後！」というボランティアの方の声に勇気をもらったが、少し進むと登りが現れた(「登りはこれで最後」はトレランでは信用してはならない)。下山するも走る気力は残っていなかった。頭の中は食べ物のことでいっぱい補給が明らかに不足していた。ラスト4kは柿の種をぼりぼり食べながら早歩きし続け、(ゴール直前だけ少し走って)15時間18分27秒でゴールした。

70kでこんなに辛いから100miは絶対無理と思いながら山を登っていたが、翌日には、いつかこの大会で100miを完走してみたいと思う自分がいた。富士山を望むコースだけでなく、他の選手、運営やボランティアの方々が作り出す雰囲気が素晴らしかったからだと思う。ひとまず次は100k級レースの完走を目指して適度にトレーニングを継続していきたい。

(本レースの様子はGPS端末IBUKIのWebサイトで見ることができる。実はこのサービスは京都の株式会社ONDが提供しており、京都はトレランコミュニティとも縁が深い。)

熊本のおすすめ

弁護士 三角 真理子



私は熊本県出身で、高校を卒業するまで熊本で過ごしました。大学進学を機に京都に来て、それ以来関西に住んでいます。早いもので、熊本を離れて約15年になりました。今回は、私が好きな熊本のものを紹介します。

阿蘇

昨年の夏、南阿蘇に出かけました。南阿蘇は、熊本市内からも比較的近く、豊かな自然が楽しめます。途中の道の駅では、阿蘇の新鮮な野菜や、農家さんの作るお惣菜などが買えます。おすすめは、新高菜(春頃から出回る高菜です。)、からいもの天ぷらです。

昨年の夏に南阿蘇に行った際は、少し足をのぼして、草千里ヶ浜にも行きました。ここでは風が強く吹いており、草原の草が、風に大きく撫でられているように揺れていました。この景色を見ていた時、私が立っていた地点では雨は降っていませんでしたが、私から見て数十メートル先の一部でだけ雨が降っているのが見え、その雨粒が私の立っている場所まで風に飛ばされてくるというのが珍しい体験でした。

阿蘇を車で走ると、どこまでも山と空が広がり、ドライブが好きな方は楽しめる場所ではないかと思います。美味しいものを食べるのが好きな方にもおすすめです。

その他、阿蘇ミルク牧場が、子どもも大人も楽しめる場所でおすすめです。毎日ヤギレース、ぶたレースなどが開催されてお



草千里ヶ浜の写真



米塚の写真

り、1着、2着を予想してレースを楽しめます。新鮮な乳製品等、食べ物もたくさんあります。

温泉

熊本で温泉というと、黒川温泉が有名ですが、他にも多くの温泉があります。山鹿温泉は、

美肌の湯で人気で、近くには日本酒の美味しい酒蔵があります。

「くまモンの休日」という動画では、くまモンが熊本の温泉に入ってお風呂のマナーを教えてもらっています。CGではなく実際に温泉に浸かっているそうです。数年前に公開された動画ですが、何度見ても飽きないので、私は今でもたまに思い出しては見ています。つじあやのさんの歌とくまモンの映像に癒やされます。

例大祭

毎年秋には、藤崎八幡宮の例大祭があります。例大祭の中で最も盛り上がるのが、随兵行列です。各参加団体がラッパや太鼓を演奏しながら、馬と一緒に町中を練り歩きます。私は子どもの頃、毎年、父と一緒にこの祭りに参加していたため、例大祭のラッパと太鼓の音を聞くと、それだけで祭りの雰囲気思い出されて楽しい気持ちになります。昨年久しぶりに祭りを見に行ったら、記憶よりも荒々しく、圧倒されましたが、熊本の大切な祭りですので、これからも機会があれば見に行きたいと思います。十分な体力があれば見るだけでなく参加したいところです。

天草の夕日

もうかなり前になりますが、天草に遊びに行った帰りに、夕日を見に行きました。夕日が美しいことで有名な場所を調べて向かった先は、海人も、全てが夕日の色に染まっていました。夕日を見て感動したのはこの時が初めてでした。何という場所だったか覚えていないのが残念ですが、天草には夕日が美しいスポットがたくさんあるので、どこで見ても感動的な夕日が見られるのではないかと思います。

熊本ラーメン

つい最近まで、京都のラーメンの方が美味しいのでは、と思っていたのですが、久しぶりに熊本の豚骨ラーメンを食べに行き、熊本ラーメンの良さに気がきました。熊本ラーメンは、ニンニクチップや焦しニンニクを入れるものが多く、匂いを気にせずこれを追加入れることで、熊本ラーメンの良さが引き出されると思います。

京都からは少し遠いですが、興味を持って頂けた方は、熊本に遊びに行ってみてください。

初マラソン

弁護士 岡田 圭太



私は、大学時代、長距離パートに属し、毎日競技場のトラックを走っていました。もっとも出るレースは5000メートルや10000メートルがメインであり、マラソンというものは走ったことがありませんでした。私は一度でいいから、マラソンを走ってみたいと思っていたのですが、2023年の10月末にようやく水戸黄門漫遊マラソンで初レースを走ることができました。そのときの感想を書いていこうと思います。

1 レース本番に向けての練習

水戸黄門漫遊マラソンが10月末に開催されるということを考え、8月下旬から大会当日まで、毎日10キロから20キロの距離を走っていました。10キロの距離を走る日は、大体1キロあたり5分から4分30秒のペースで走るペースランニングを、20キロの距離を走るときはLSDとしてゆっくりとしたペースで走っていました。本番までに、とにかく怪我をしないよう気をつけていました。足に違和感が出た際には、すぐに練習強度を落とす、もしくは練習を中断するという措置を取っていました。幸いにも怪我もなく、本番当日を迎えることができました。

2 レース当日について

レース当日の天候は曇りであり、絶好のマラソン日和でした。水戸黄門漫遊マラソンは、水戸市内全域を一周するものでした。私は、レースプランとして、1キロあたり5分30秒のペースで42.195キロを走り続けて、完走し、4時間を切ることを目標にしていました。とにかく自分のペースを崩さないということを重視していました。

3 レース展開について

いざ走り出してみると、周りのランナーがたくさんいたためにペースがとても作りやすかったこと、それに加えて足の調子がとても良かったことから、最初の20キロを1キロあたり5分を切るペースで通過しました。この時点でも足の調子は絶好調であったこと、心肺機能的にも大分余裕があったことから、「これは当初の4時間切りは余裕じゃないか。もしかすると、3時間半を切ることもいけるんじゃないか」と高を括っていました。20キロ地点から30キロ地点の間は、スタートから20キロ

地点までのペースより少し落ちましたが、それでも1キロあたり5分20秒から5分15秒のペースを維持できていました。

しかし、31キロ地点で悪夢が私を襲いました。なんと足が突然止まったのです。私の陸上人生で、走行中に足が全く動かなくなる経験は初めてでした。しかも一回足が止まってしまった後に再度走り出そうとしても、足が動かず、すぐ止まってしまうということの繰り返しでした。加えて30キロもの距離を走ったダメージが一気にきたことから、足底に非常に強い痛みが走り、当初のペースより遙かに遅いペースですら走行することが困難な状況でした。結局走りきることはできたものの、当初の目標であった4時間を切ることができず、初めてのマラソンは苦い経験となりました。

4 振り返り

私は、初マラソン完走後、2日くらいは「二度とマラソンは走らない」と強く思っていました。しかし、時間が経つにつれて「最初から自分の力を過信することなく、1キロあたり5分30秒のペースで走っていれば、最後まで走り切れたのではないか」とか「もう少し、フルマラソンに近い距離まで走る練習を積めば、スタートから20キロ地点までのペースで42.195キロメートルを走りきることができたのではないだろうか」ということを考えるようになりました。やはり、私自身思った通りに走れなかったことはとても悔しかったのだと思います。また「マラソンは30キロ以降は別競技になる」と以前マラソンを走ったことのある人から聞いていましたが、実際に自分が走ってみて、本当に別競技であると実感しました。今度走る際には、30キロ以降をどのように走るかをより具体的に検討し、走ろうと思います。

5 終わりに

初マラソンは苦い結果に終わりましたが、42.195キロを走る上で多くの方の声援のおかげで完走しきることができました。このような温かい声援を受けることのできる競技はなかなかないと思いますし、そこがマラソンの醍醐味の一つであると感じました。次回はウルトラマラソンの60キロの部に参加するので、初マラソンの反省を活かして、より良い結果を出したいです。

自転車の悪質な違反に「青切符」等 ―道路交通法改正―

弁護士 長野 浩三



自転車に関係する交通事故は増加傾向にあり、2022年全国で約7万件となっており、死亡や重傷事故のうち、およそ4分の3で自転車に違反行為があったとされています。

このように自転車の悪質な交通違反が後を絶たないため、道路交通法を改正し、自転車等の交通事故防止のための規定の整備がされました。改正法は2024年5月17日に成立しました。

1 携帯電話使用等及び酒気帯び運転の禁止

自転車を運転する場合においては、当該自転車が停止しているときを除き、携帯電話等を通話のために使用し、当該自転車に取り付けられ若しくは持ち込まれた画像表示用装置に表示された画像を注視してはならないこととされました(71条)。

また、自転車の酒気帯び運転及びこれを幫助する行為をした者に対する罰則が創設されました。酒気帯びは3年以下の懲役又は50万円以下の罰金、幫助は2年以下の懲役又は30万円以下の罰金となっています(117条の2、117条の3の2)。

2 自転車等の安全を確保するための規定の創設

車道における自動車等と自転車等の側方接触を防止するための新たな義務として、自動車等が自転車等の右側を通過する場合において両者の間に十分な間隔がないときには、自動車等は自転車等との間隔に応じた安全な速度で進行し、自転車等はできる限り道路の左側端に寄って通行することとされました(18条)。

3 自転車等に対する交通反則通告制度(青切符)の適用

自転車の検挙件数が増加しており、従来の違反処理方法である刑事手続では、現場での長時間の手続や後日の出頭、前科が付く可能性がありました。また、「赤切符」

で検挙しても最終的に不起訴となる事例も多く、違反者への責任追及が不十分だとも言われてきました。そのため、自転車の違反者を合理的に処理するため、自転車の運転者(16歳未満の者を除く。)がした112の違反行為(例としては信号無視、一時不停止、右側通行などの通行区分違反等)につき交通反則通告制度(青切符)の対象としました(125条及び別表第2)。交通反則通告制度は、運転者が反則行為(比較的軽微な道路交通法違反行為)をした場合、一定期間内に反則金を納めると、刑事裁判や家庭裁判所の審判を受けずに事件が処理されるという制度です。反則金の金額は5000円～12000円程度が想定されています。例としては、信号無視6000円、指定場所一時不停止5000円、通行区分違反(右側通行、歩道通行など)6000円などがあります。

他方、酒酔い運転、酒気帯び運転など特に悪質な違反については、これまでと同様、赤切符が交付され、刑事罰の対象となります。

4 その他

原動機付自転車等の運転の明確化として、原動機に加えペダルを備えている原動機付自転車等をペダルを用いて走行させることは原動機付自転車等の運転に該当することを明確化しました(2条)。

早生まれの者も高校卒業までに普通免許等を取得できるように、仮免許の年齢要件を18歳から17歳6か月に引上げました(88条及び96条)。普通免許等の年齢要件は従前どおり18歳です。

5 施行期日

上記1、3、4の2条は交付の日から6ヶ月を超えない範囲内から、その他は交付の日から2年を超えない範囲内から施行されるとされています。

フリーランス保護法が施行されます

弁護士 上里 美登利



1 フリーランス保護法の成立

「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」(本稿では「フリーランス保護法」又は単に「法」と表記します。)は、2023年(令和5年)4月28日に成立、同年5月12日に公布され、施行日は令和6年11月1日です。

2 背景・趣旨

同法が制定された背景としては、近年、働き方の多様化の中で、企業などに所属せず個人単位で事業を行う「フリーランス」という働き方が普及する一方で、フリーランスが取引先との間で様々なトラブルを経験しているという実態が挙げられます。特に、報酬不払い、支払遅延、発注書不備の問題が多く、ハラスメント等の就業環境の問題も存在するとされています(後記【参照】説明資料)。

こうした問題が生じる原因として、フリーランスと発注事業者との間に力の差があり、フリーランスが弱い立場にあることが挙げられます。そこで、法は、こうした力関係の差を前提に、最低限の規律を設け、取引の適正化、就業環境の整備を行うことを目的としています。

3 適用対象

(1) 対象事業者

まず、受託者の立場となる「フリーランス」について、法では「特定受託事業者」は業務委託の相手方である事業者であって従業員を使用しないもの(2条1項)と定義されています。一時的に雇用する者を除き従業員を雇用しない個人又は一人社長の法人がこれに該当します。

また、法の主な規制対象となる「特定業務委託事業者」は、特定受託事業者に業務委託をする事業者であって、従業員を使用するか、2以上の役員があるもの(2条6項)とされています。

(2) 対象取引

「業務委託」に対して適用されます。業務委託とは、「事業者がその事業のために他の事業者から物品の製造、情報成果物の作成又は役務の提供を委託することをいう。」(2条3項)と定義されています。

4 規制内容

(1) 業務委託事業者(従業員又は役員の有無を問わない)にも、書面等による取引条件の明示義務(3条)は適用されます。

(2) 特定業務委託事業者に適用される規制として、

ア 取引適正化(法第二章)

- ・書面又は電磁的方法による取引条件の明示(3条)
- ・給付受領から60日以内の期日における報酬支払

(再委託の場合は発注元から支払を受ける期日から30日以内)(4条)

- ・特定業務委託事業者が政令で定める以上の期間(施行令案で1月)発注をする場合の禁止事項(5条):

受領拒否(1項1号)、報酬の減額(1項2号)、返品(1項3号)、買ったとき(1項4号)、購入・利用強制(1項5号)、不当な経済上の利益の提供要請(2項1号)、不当な給付内容の変更・やり直し(2項2号)

イ 就業環境の整備(法第三章)

- ・募集情報の的確表示(12条)
- ・出産、育児、介護等と業務の両立に対する配慮(13条)
- ・ハラスメント対策に係る体制整備(14条)
- ・継続的業務委託を中途解除する又は契約更新しない場合は、30日前までの予告(16条)

5 違反に対する措置

特定受託事業者は、法に違反する事実がある場合は、公正取引委員会・中小企業庁長官・厚生労働大臣に対し、必要な措置をとるべきことを求めることができます(6条、17条)。

公正取引委員会、中小企業庁長官又は厚生労働大臣は、違反事業者に対し、指導及び助言(22条)の他、それぞれ報告徴収・立入検査、勧告、勧告に従わない場合の命令・公表ができます(8条、9条、11条、18～20条)。

命令違反及び検査拒否等には50万円以下の罰金が定められ、行為者と法人の両罰規定もあります(24条、25条)。

6 フリーランスとの取引にあたっては、規制内容の確認をお勧めします。

【参照】

- ・厚生労働省「フリーランスとして業務を行う方・フリーランスの方に業務を委託する事業者の方等へ」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/zaitaku/index_00002.html
- ・公正取引委員会「(令和6年4月12日)「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行令(案)」等に対する意見募集について」
https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/apr/240408_FL_publiccomment.html
- ・内閣官房新しい資本主義実現本部事務局他「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」(フリーランス・事業者間取引適正化等法)説明資料
<https://www.mhlw.go.jp/content/001115385.pdf>

児童福祉法等の改正について

弁護士 北村 幸裕



昨今の児童虐待の相談対応件数の増加と、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況を踏まえて、子育て世帯に対する包括的な支援を行うための体制強化等を行うという観点から、2022年6月、児童福祉法等の改正が行われました。当該改正は多岐にわたっていますが、改正点をまとめると以下のとおりです。

1 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充

包括的な相談支援等を行うことも家庭センターの設置や身近な相談機関の整備、子育て支援に関する事業の新設等がなされました。また、障害児に対する十分な支援をすべく児童発達支援センターの中核的役割が確認され児童発達支援の類型が一元化されました。

2 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上

一時保護所の環境改善、児童相談所と民間との協働による親子再統合の事業の実施がなされ、里親支援センターが児童福祉施設として位置づけられました。

また、困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業が創設されました。

3 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化

児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化するとともに、社会的養育経験者等を通所や訪問等に

より支援する拠点を設置することになりました。

また、創設障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体を明確化し、22歳までの入所継続が可能となりました。

4 児童の意見聴取等の仕組みの整備

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることになりました。

5 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入

児童相談所が一時保護を開始する際、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続が設けられました。これまで児童相談所の判断で行われていた一時保護に対して司法審査が導入されることになりました。

6 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者が新たに児童福祉司の任用要件に追加されました。

7 児童をわいせつ行為から守る環境整備

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化がなされ、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有が可能となりました。

これらのほとんどが2024年4月1日施行であり、5のみ2025年4月1日施行となっています。

労働条件明示のルール変更 (2024年4月1日から施行済)

弁護士 増田 朋記



1 改正の概要

使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければなりません(労働基準法第15条)。これが労働条件明示のルールです。

今般、「労働基準法施行規則」及び「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」の改正(2024年4月1日から施行済)により、この労働条件明示のルールが変更され、明示しなければならない事項が追加されることとなりました。

改正によって追加して明示が求められることとなった事項は大きく以下の三点です。

- ① 就業場所・業務の変更の範囲
- ② 更新上限に関する事項
- ③ 無期転換に関する事項

2 就業場所・業務の変更の範囲

従前から就業場所及び従事すべき業務については、労働条件明示のルールにおける明示事項とされてきました。改正によって、これに就業場所と業務の変更の範囲も明示事項として追加されました。このため使用者は、全ての労働者との間で、契約を締結する際に、今後の見込みも含めて、その労働契約の期間中における就業場所や業務の変更の範囲を書面によって明示する必要があります。

就業場所・業務に限定がない場合は、「会社の定める営業所」・「会社の定める業務」と記載することも許容されますが、後のトラブル防止のためには、出来る限りその範囲を明確にすることが重要となります。なお、臨時的な応援業務、出張、研修等の一時的な変更先の場所や業務は、この明示すべき事項には含まれていませんので記載する必要はありません。

3 更新上限に関する事項

今般の改正により、有期労働契約の更新上限が労働条件明示のルールにおける明示事項に追加されました。したがって、使用者はパート・アルバイト、契約社員等の

有期契約労働者と労働契約を締結し、あるいは契約更新を行う際に、通算契約期間や更新回数の上限などがある場合には、その内容を明示することが必要となります。例えば「契約期間は通算4年を上限とする。」といった内容です。また、最初の契約締結より後に、更新上限を新設し、または短縮しようとする場合には、そのような新設・短縮の理由を労働者に説明することが求められます。

4 無期転換に関する事項

同一の使用者との間で、有期労働契約が5年を超えて更新された場合、有期契約労働者からの申込みにより、無期労働契約に転換されます(労働契約法第18条)。これを無期転換申込権といい、使用者は無期転換を断ることはできません。

今般の改正では、このような無期転換申込権が発生する有期労働契約者に対して、その契約更新の際に、無期転換を申し込むことができる旨を使用者が書面により明示することが求められることとなりました。

また、無期転換をした後の労働条件についても、無期転換申込権が生じる契約更新の時点で明示しなければならない事項に加えられています。なお、無期転換後の労働条件に関する定めをするにあたっては、就業の実態に応じ、他の通常の労働者との均衡を考慮した事項について説明するよう努めることとされています。

5 必要な対応

労働条件のうち、上記改正事項を含む特定の事項については書面の交付による明示が必要となります(ただし、労働者が希望した場合は電子メールの送信等によることも可能です)。したがって、あらかじめ労働契約の締結に備えて労働条件通知書の書式を準備しておくのがよいでしょう。労働条件の明示を正しく行っていないと、罰金の対象となる上、労働契約の解除事由にもなり得ます。もしまだ対応されていないという使用者は、厚生労働省がモデル様式を作成・公開しているため、これを参考として、直ちに対応しましょう。

新弁護士紹介

質問内容

- ①出身地と京都に来た理由 ②得意にしたい分野
③座右の銘・好きな言葉など ④休日の過ごし方 ⑤その他一言

中川 雄矢 弁護士 2023年7月入所

- ① 出身は福井県の福井市です。市内の高校に通っていて、大学進学を機に京都にやってきました。京都という地に住みやすさを感じて、以来住み続けています。
- ② 得意にしたい分野は金融分野です。世の中に適正な金融商品を広めることで社会に貢献したいです。
- ③ 座右の銘は、「確固たる信念、それを突き通す強い心、結果にこだわる鉄の意思」です。これは僕が推しているGACKTさんの著書内の言葉です。
- ④ 僕はプロ野球の中日ドラゴンズを応援していて、バンテリンドームナゴヤによく試合を観に行きます。また僕自身は京都弁護士会の野球部に所属しており、毎

週土曜日は野球をしています。

- ⑤ 大学を卒業してから人生について考えていたのですが、弁護士三年目を迎えて、自分が一人の弁護士としてどのように社会に貢献することができるのかを考えるようになりました。より良い世の中を作りたい、そんな想いを胸に日々の業務に邁進したいと思います。



岡田 圭太 弁護士 2024年1月入所

- ① 出身地は京都です。両親が暮らしており、自分が育ってきた京都という地に恩返しをしたいと思い、京都で働こうと決意しました。
- ② 得意にしたい分野は少年事件です。多感な時期の少年とどのように向き合えば良いのか、また、少年の親との関係や、周囲の人間関係が少年に与える影響を考えた際に、少年にどのようにアプローチをしていくのがいいのかという点にとっても関心があります。
- ③ 「強い意志を持って事に当たりなさい。望むものを勝ち取るために、全力を尽くしなさい」がとても好きな言葉です。

くじけそうなとき、いつもこの言葉を思い出して気持ちを奮い立たせています。

- ④ 休日は友人と日本酒の飲み比べに行ったり、ランニングをすることも多いです。リレーマラソンのようなチーム競技も好きです。
- ⑤ 今までの人生で多くの人に支えられてきました。感謝の気持ちをもって日々の業務にいそしもうと思えます。



錦見 壽紘 弁護士 2024年1月入所

- ① 千葉県出身、京都に来たのは立命館大学進学のためです。
- ② 虐待を受けたりしている少年を手助けできる分野です。
- ③ 座右の銘は「Time waits for no one」と言って映画「時をかける少女」に出て来る言葉です。また、好きな言葉は、アニメ「ハイキュー!!」の北信介の言葉である「反復・継続・丁寧は心地ええんや」です。
- ④ 外出するときは、買い物したり何かイベントに行ったりします。また、趣味のバスケをしたりもします。外出しないときは、家で映画や動画を観たり、ゲーム

をしたりします。

- ⑤ 座右の銘などにあるように、時間は誰のことも待ってくれないので、1秒1秒を大切に、任された依頼は丁寧にしていき、一人でも多くの方の手助けになり、笑顔になってもらえるように最善を尽くしますのでよろしくお願ひいたします。



— 事務所理念 —

1. 社会のフェアネスを実現すること
2. 専門性を高め事務所として総合的なサービスを提供すること
3. 常に時代を動かす気概をもち、普遍的であること

編集後記

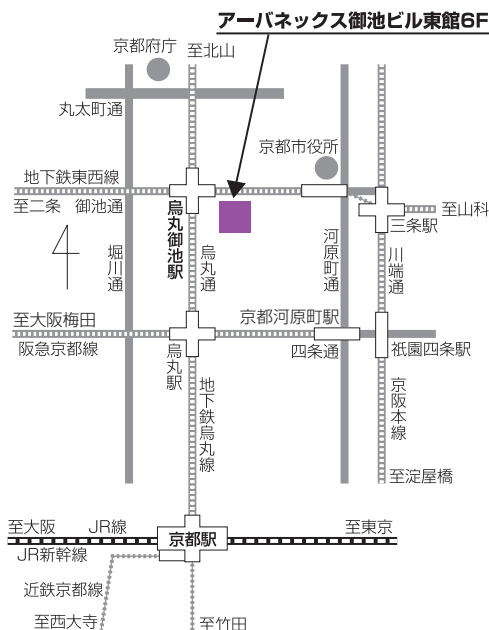
今年も京都の暑い夏がやって参りましたが、いかがお過ごしでしょうか。

事務所報「燦」は、各弁護士が、通常業務から少し離れて、日々の生活の中で興味関心を抱いたことをテーマに執筆しております。「法律紹介」では近時の法改正の要点を紹介しております。本誌につきまして、皆様のご意見、

ご感想をお寄せいただけますと幸いです。

なお、当事務所では、新型コロナウイルスに関する政府方針に従って、マスクの着用は個人の判断としておりますが、お客様のご要望があればマスク着用等の対応をさせていただきます。また昨年につきオンライン相談も実施しておりますので、お気軽にお問合せ下さい。

事務所へのアクセス



京都市市営地下鉄「烏丸御池駅」下車。
北側改札を出て、3-1番出口より階段を上がってすぐ
(3-2番出口からはエレベーターでも上がれます)

「燦」の由来

弁護士バッジの「ひまわり」は正義のシンボルである太陽を常に指向することを表しています。

「燦」は光り輝いて遠くからもはっきり見えるという意味がありますが、その音はSUN(太陽)にも通じると考え、事務所報のタイトルといたしました。

今後とも、いろいろなトラブルの闇の中に解決の光を照らすことを業務遂行の指針として参りたいと考えております。(創刊号巻頭言より)



御池総合法律事務所